

被災ローン減免制度

をご利用ください!

私 抵当権がついてるから、
集団移転に参加したいけど
あきらめないとダメなの？

ローンを全額返さないで、
集団移転に参加
できないの？



集団移転を
あきらめなないで!



防災集団移転促進事業に応募する際に、残っているローンや
抵当権が問題になることがあります。

被災ローン減免制度（私的整理ガイドライン）は、震災前の
ローン返済のメドが立たないときに、ローンと抵当権を整理する
ためのしくみです。震災前のローンを一部免除してもらう方法で、
ローンと抵当権を整理しましょう。

既にローンの返済を停止してもらっていたり、返済の方法を
変更した人も利用できる場合があります。

「とりあえず返済」ではなく、まずは弁護士会にご相談ください。

(→詳細は裏面へ)

被災ローン減免制度 Q&A



Q 制度を使うのにお金はかかりますか？

A この制度を利用するのにお金はかかりません。

Q この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは？

A いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

Q この制度を使うと新しいローンを組めないのでは？

A 破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト（信用情報）に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

Q この制度はどのような制度ですか？

A 義援金・支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し（原則）、ローンと抵当権を整理する制度です。原則として、500万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことが可能になりました。ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

こんな例も…

地震保険金の500万円や支援金・義援金の200万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

岩手弁護士会被災者ホットダイヤル
(午後1時～午後4時)

0120-755-745

岩手弁護士会

019-623-5005

個人版私的整理ガイドライン運営委員会
岩手支部

019-606-3622

地域で無料相談会を
実施しています

岩手弁護士会

検索

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます（震災相談）。まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。